「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先だけでなくサプライチェーンの深い層のお取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、BCP（事業継続計画）策定、グリーン化の取り組みも進めます。また、IT を活用した情報共有や業務のデジタル化を進め、サプライチェーン全体での効率化に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

直接のお取引先だけでなく、直接のお取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接のお取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも 年に１回以上の協議を行うとともに、労務費上昇分の影響を考慮するなど中小受託事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、委託事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに中小受託事業者に対して長期間未使用型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

中小受託事業者との取引に対する代金は、全額現金で支払います。
また、支払いサイトを 30 日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2026 年 7 月 17 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社モミモ　　代表取締役社長　石川　正彦